

○神河町婚活支援事業助成金交付要綱

平成30年3月30日

要綱第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、神河町において年々進行する出生数の減少問題に鑑み、少子化の一因とされる独身の男性又は女性(以下「独身者」という。)の増加に歯止めをかけるため、独身者の結婚支援及び出会いの機会の創出を促進することを目的とし、神河町がその経費に対し予算の範囲内において助成することについて、神河町補助金等交付規則(平成17年神河町規則第37号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費)

第2条 助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ひょうご出会いサポートセンターが実施するはばタン会員登録料
- (2) その他町長が特に必要と認める経費

(対象者)

第3条 助成の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) はばタン会員登録日において、神河町に住所を有する独身者
- (2) 他の助成制度の助成を受けていないこと。
- (3) 過去にこの要綱による助成金を受けていないこと。

(助成金額)

第4条 この要綱による助成金の額は、第2条に規定する助成対象経費の合計額とする。ただし、助成金の額の上限は5,000円とする。

(助成金の申請方法)

第5条 助成を受けようとする者は、神河町婚活支援事業助成金申請書兼請求書(別記様式)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象経費に係る領収書
- (2) その他町長が特に必要と認める書類

(助成金の交付)

第6条 町長は、請求内容を適当と認めたときは、速やかに支払を行わなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式(第5条関係)

神河町婚活支援事業助成金申請書兼請求書

金 _____ 円

下記のとおり、神河町婚活支援事業助成金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて経費の助成を請求します。

年 月 日

神 河 町 長 様

住所

氏名

印

振込先金融機関名	銀行・信用金庫・農協	支店名	支店
口座名義人	フリガナ		
口座番号		預金種別	1 普通 2 当座 3 その他

誓約事項（該当欄に「レ」を記載すること。）以下のとおり相違ないことを誓約します。

・ 私は暴力団員ではなく、また暴力団員と関係を持っていません。	<input type="checkbox"/>
・ この事項に違反又は事実と相違することがあったときは、町長から受けた助成金の一部又は全部を直ちに返還します。	<input type="checkbox"/>

※受付記入欄

受付印	決裁印（課長）
-----	---------

別記様式(第5条関係)